

令和2年度
静岡市エール静岡消費喚起事業補助金

募集要領

【商店街団体 または 商業グループ 向け】

令和2年7月
静岡市商業労政課

エール静岡消費喚起事業補助金

静岡市は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けた地域商業の活性化等を図るため、**感染拡大防止対策を講じたうえでクーポンや景品を配布する消費喚起事業(※)**を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

※実施するキャンペーンの名称には必ず**“エール静岡”**と付けてください。

【例】「エール静岡〇〇キャンペーン」「お得に買い物！エール静岡〇〇商店街クーポン券」など

○補助対象団体

単独	商店街組織
----	-------

単独	商業グループ(※)
----	-----------

共同体	商店街組織
	商店街組織
	商店街組織

それぞれで申請が必要です
(クーポンの相互利用可)

※商業グループとは

市内において小売業、飲食業、生活関連サービス業等を営む方**10人以上**で構成された団体(任意団体含む)

○第一次募集の申請期間

令和2年**10月31日(土)**までに実施される事業の申請を受付けます。

令和2年**7月22日(水)**から同年**9月30日(水)**まで

※予算額に達し次第、受付終了

補助金の額

次の2つの補助対象経費を合わせて**最大500万円**（構成員が30人以上の場合）

1. クーポン券などの割引、値引きに係る経費

- 例1：200円割引券などを配布し、使用された店舗で値引いた額
- 例2：購入者に配布した景品の購入費

【補助率】 **10/10**

【補助額】 **構成員数×10万円**

【上 限】 **300万円**

2. 感染拡大対策や消費喚起事業の事務に要する経費

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品や備品購入費、施設整備費等
- 消費喚起事業実施のための事務経費

【補助率】 **2/3**

【補助額】 **構成員数×7万円**

【上 限】 **200万円**

○補助金額の算出例

補助金額の上限は構成員となる小売業、飲食業、生活関連サービス業等の方の数によって異なります。

【例】小売業10者、飲食業10者、生活関連サービス業5者の計25者で構成された団体の場合

1. クーポン等経費 → 25者×10万円 = **上限250万円**

2. 感染防止対策及び事務経費 → 25者×7万円 = **上限175万円**




対象経費について①

1. クーポン券などのプレミアム部分に係る経費

【補助率】 10/10 【補助額】 商業者数×10万円 【上限】 300万円

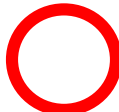


(1) 対象となるクーポン券事業について

取引価格の10%～30%以下の券としてください

【例】					
	買い物金額	1,000円	➡	クーポン券 ●●商店街 300円	買い物金額の <u>30%以内</u>
	買い物金額	1,000円	➡	クーポン券 ●●商店街 2割引券	●割引、●●%オフなど 率を割り引くものは対象 となりません。
	価格	1,000円	➡	商品券 ●●商店街 1,200円分	商品券事業は対象となり ません

(2) 対象となる景品事業について

取引価格の10%～20%以下の物品としてください

【例】					
	買い物金額	1,000円	➡	景品(総付) 200円相当	買い物金額の <u>20%以内</u> (総付景品)
	買い物金額	0円	➡	景品(総付) 200円相当	来店者全員に提供するなどの 無料配布は対象となりません
	買い物金額	1,000円	➡	景品(懸賞) 抽選で当たる 景品	懸賞(一般懸賞・共同懸賞) 事業は対象となりません。

※事業内容を検討される際は、事前に商業労政課までご相談ください。

※景品表示法についての相談は静岡県県民生活課 (054-221-3690) までお問い合わせください。

対象経費について②

2. コロナ対策や消費喚起事業の事務に要する経費

【補助率】 2/3 【補助額】 事業者数×7万円 【上限】 200万円

(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止に必要な物品の購入費

例：マスク、除菌液、手袋、フェイスシールド、サーキュレーター、非接触型検温器、
アクリル板、ビニールカーテン、つい立等の購入費

(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る備品及び施設整備費

例：非接触接客（キャッシュレスの導入、非接触型注文システムの導入等）のための整備費
3密を避けるための店舗改装

※上記のうち、1件当たりの取得価格が10万円以上の機械及び器具については、耐用年数等に相当する期間内において、補助事業目的以外の使用等を行うことはできません。詳しくは要綱第10条をご覧ください。

(3) 広告宣伝費

例：チラシやポスターの作成費、紙媒体やインターネット等での周知に係る広告費
消費喚起事業用ののぼり旗、ポップ、看板作成費用

(4) 給料

例：クーポン券の管理等のために雇うアルバイトの賃金（事業期間内のみ対象となります）

(5) 報償費

(6) 会場借上料

例：事業を実施するために必要な事務所スペース等の一時的な借上料

(7) 委託料

例：事業の運営や管理の一部を業者へ委託するなどの委託料、デザイン費、工事費

(8) 消耗品費

例：景品代、事業に必要な文房類の消耗品

(9) 印刷製本費

例：クーポン券の印刷費

(10) 原材料費

※各店舗への支払いで必要となる振込手数料は補助対象外となります。

※アルバイトやボランティアへのお土産や飲食代金は対象なりません。

補助申請のフロー図

一般的な補助申請から交付までの流れを示しています。

【要件等の確認をしますので必ず事前相談をお願いします】

商店街団体・商業グループ

静岡市（商業労政課）

【申請書類の提出】

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 企画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 見積書の写し
- (5) 構成員名簿（様式第4号）
- (6) 商業グループの場合、暴力団排除に関する誓約書兼同意書
- (7) その他、市長が必要があると認める書類

【補助金の交付決定】

①新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取組の実施

②その後、クーポン券事業等の実施

【実績報告書の提出】

- (1) 実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業効果報告書（様式第9号）
- (3) 収支決算書（様式第10号）
- (4) 経費の収支を証する書類、領収書等
- (5) 実施状況がわかるポスター、景品類の見本、写真等
- (6) その他、市長が必要があると認める書類

【補助金の交付確定】

【補助金の交付】

（交付確定後、1か月程度で振り込みます。）

※事業内容に変更が生じた場合は、補助金交付の決定を受けてから事業実施の間に変更承認申請を行い、承認を受けてください。

お問い合わせ先

静岡市 経済局 商工部 商業労政課（商業・まちなか活性化係）

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

TEL：054-354-2306 FAX：054-354-2132